

令和7年第4回

長与町議会定例会会議録

令和7年12月 2日開会

令和7年12月12日閉会

長 与 町 議 会

令和7年第4回長与町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和7年12月 2日
本日の会議 令和7年12月 2日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 下町純子議員	2番 堀真議員	3番 藤田明美議員
4番 岡田義晴議員	5番 八木亮三議員	6番 松林敏議員
7番 西田健議員	8番 浦川圭一議員	9番 中村美穂議員
10番 安部都議員	11番 金子恵議員	12番 山口憲一郎議員
13番 堤理志議員	14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員
16番 安藤克彦議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 荒木秀一君	議事課 長 山口聡一郎君
課長 補佐 江口美和子君	査 村田潤哉君

説明のため出席した者

町 長 吉田愼一君	副町長 荒木重臣君
教 育 長 金崎良一君	総務部長 青田浩二君
建設産業部長 山崎禎三君	住民福祉部長 官司裕子君
健康保険部長 山本昭彦君	水道局長 渡部守史君
会計管理者 田中一之君	教育次長 荒木隆君
企画財政部理事 中村元則君	住民福祉部理事 細田愛二君
総務課長 大山康彦君	

会議録署名議員

7番 西田健議員 8番 浦川圭一議員

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分
散会 10時06分

令和7年第4回長与町議会定例会会期日程（案）

◎ 会 期 12月2日（火） ～ 12月12日（金） 11日間

月	日	曜	時 間	区 分	備 考
12	2	火	9:30	本会議	議長報告、行政報告、報告事項 議案上程（提案理由説明） （全員協議会）
	3	水	9:30	本会議	一般質問（5名） （午前）八木議員・竹中議員 （午後）金子議員・岡田議員 西岡議員
	4	木	9:30	本会議	一般質問（5名） （午前）安部議員・下町議員 （午後）堤議員・浦川議員 松林議員
	5	金	9:30	本会議	議案に対する質疑・採決（委員会付託以外の議案） 議案に対する質疑・付託（委員会付託議案）
	6	土	—	休 会	
	7	日	—	休 会	
	8	月	9:30	委員会	付託案件審査
	9	火	9:30	委員会	付託案件審査
	10	水	9:30	委員会	付託案件審査予備日
	11	木	9:30	委員会	付託案件審査予備日、委員長報告取りまとめ
	12	金	9:30	本会議	委員長報告・採決（委員会付託議案）

◎一般質問通告一覧（令和7年第4回長与町議会定例会）

令和7年12月

1	5番	八木 亮三 議員 ① 令和9年度の水道料金改定に向けて ② 町営住宅の運用について
2	14番	竹中 悟 議員 ① 町政かじ取りについて ② 医院、歯科の日祝日の当番医療の現状と病児保育、産婦人科について
3	11番	金子 恵 議員 ① 福祉バス撤退後の地域活動の確保について ② 紙おむつごみ対策と将来の循環化に向けた対策について
4	4番	岡田 義晴 議員 ① 本町の脱炭素化の取り組みについて ② 本町の空家対策について
5	15番	西岡 克之 議員 ① 福祉目的使用のバス導入について ② マイナンバーカードおよびマイナ保険証の普及について
6	10番	安部 都 議員 ① 教育行政について ② 障がい者福祉行政について
7	1番	下町 純子 議員 ① 本町でできるゼロカーボンへの取り組みについて
8	13番	堤 理志 議員 ① バス停の屋根、椅子設置について ② 長与中学校下交差点への信号機設置について
9	8番	浦川 圭一 議員 ① 現時点における都市計画税の課税期間の確定について ② 町内の主要な箇所への防犯カメラの計画的な設置について
10	6番	松林 敏 議員 ① 高田中学校グラウンドについて ② 非常勤の特別職員に対する費用弁償について ③ 小規模修繕・維持工事等契約希望者登録制度について

○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。ただ今から令和7年第4回長与町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番西田健議員、8番浦川圭一議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は本日から12月12日までの11日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月12日までの11日間に決定しました。

日程第3、議長報告を行います。議長報告であります。お手元に配布したとおりであります。次に請願、陳情について申し上げます。請願はありません。陳情は1件で、参考配布としております。

日程第4、行政報告を行います。行政報告の発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

改めまして皆さんおはようございます。それでは行政報告をさせていただきます。寒さが日増しに激しくなる折、議員各位におかれましてはどうぞご自愛くださいますようお願いを申し上げます。さて、令和7年第4回長与町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、年末のご多用の中ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。本定例会では、一般会計補正予算案をはじめ、多数の議案を提出いたしておるところでございます。慎重なるご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは9月から11月にかけての行政報告を申し上げます。お手元の資料に沿いまして、主要事項を中心にご説明を申し上げます。まず9月でございます。7日には町内各地区から29チームが参加いたしまして、毎年恒例の町民ソフトボール大会を開催いたしました。各会場で熱戦が繰り広げられ、笑顔と活気あふれる素晴らしい大会ではなかったかと思っております。10月に入りまして、10月、11月の2カ月間を長与町健康づくり強化期間と定めまして、町内の平和記念施設を巡る、平和のまち歩きinながよ デジタルスタンプラリー、こういったものを実施をしております。今後も楽しく、そして時には学べるイベントを開催をしまいたいと考えております。12日には秋空の下、町民体育祭を開催いたしました。選手、応援を含めおおよそ4,000人の方々がご参加いただきました。子どもから大人まで一体となり大いに盛り上がった体育祭でありました。19日には、高田地区コミュニティ活動推進会議の主催によりますコミュニティフェスタin高田が開催されました。多くの方々が参加し、高田地区におけるコミ

コミュニティ活動の活気を実感をいたしたところでございます。31日には大村湾の環境保全につきまして、国に対する要望活動を行ってまいりました。11月に入りまして、3日には長与町民文化祭表彰式典を挙行し、自治功労、教育、文化、スポーツなど各分野で多大なるご貢献を賜りました54名と1団体の皆さま方に表彰状および感謝状を贈呈をいたしたところでございます。11日には自治会加入促進調査研究会を開催いたしました。年々低下傾向にある自治会加入率に歯止めをかけるべく、自治会、コミュニティ代表の皆さまと加入促進につきまして協議をいたしました。13日には健康づくりのための活動や独自の工夫で成果を上げている自治体、事業所を県が表彰する、ながさきヘルシーアワードにおきまして、3年連続で本町はヘルシータウン賞の表彰を受けたところでございます。これは健康に関する12項目の評価指標における順位スコアの合計値が最も高い自治体に与えられるものがございます。引き続き、健康ポイント事業をはじめ、民間と共同した健康づくりイベントなどを開催し、町民の健康づくりの推進に取り組んでまいり所存でございます。18日には、国道207号の整備促進につきまして、国に対する要望活動を行ってまいりました。引き続き機会を捉えて、本町の課題解決に向け、国、県のご理解を求めてまいりたいと思っております。21日には長与町トライアスロン協会ならびにながよみかん娘の皆さまとともに、大村湾を中心とした地域の活性化をテーマにほっとミーティングを開催をいたしたところでございます。現状の課題や取組状況について率直なご意見を幅広く伺い、町と連携しながら、これまで以上に遊び心を取り入れた地域づくりを進めていくことを改めて確認をいたしたところでございます。今後も関係団体と協力し、地域の魅力向上にぎわいの創出に取り組んでまいりたいと考えております。その他の会議出席などの状況につきましては、お手元の資料をご参照ください。併せて、次に載せております5,000万円未満の入札結果をご確認いただければと存じております。以上で行政報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

日程第5、報告13町道3工区19号線法面補修工事請負契約の変更に係る専決処分
の報告についての発言を許します。

町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは報告13につきましては、所管より報告をさせていただきます。

○議長（安藤克彦議員）

山崎建設産業部長。

○建設産業部長（山崎禎三君）

皆さまおはようございます。それでは、報告13町道3工区19号線法面補修工事請
負契約の変更に係る専決処分につきましてご報告いたします。本報告は、令和7年3月
の第1回定例会におきまして議決を頂きました町道3工区19号線法面補修工事の請負
契約につきまして、当初の請負金額8,459万4,400円に483万8,900円を増

額し、請負金額を8,943万3,300円として変更契約の締結を行うために、地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年11月13日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。主な変更の概要といたしましては、吹付のり面を取り壊した結果、想定以上にのり面の凹凸が激しく、また亀裂も多数見られたため、のり面整形の施工範囲を全面に変更したこと、および吹付のり枠の延長を変更したことにより、請負工事費を増額変更するものでございます。以上で報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

日程第6、議案第72号長与町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例から、日程第12、議案第78号財産の処分についてまでの7件を一括議題とします。ただ今一括議題とした議案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田慎一君）

それではただ今一括議題となりました議案第72号から第78号につきまして提案理由を申し上げます。初めに、議案第72号長与町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきまして、本議案は、国が策定いたしましたこども未来戦略に基づき、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対しまして多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、新たに0歳6カ月から満3歳未満の未就園児を対象に月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる制度として、乳児等通園支援事業が創設されたことを受け、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準につきまして、国が定める基準を踏まえ、条例を制定するものでございます。第1条では趣旨について規定をしております。本条例は児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき定めるものでございます。第2条は本条例における用語の意義について、児童福祉法の規定に基づき定めております。第3条および第4条では最低基準に係る規定で、乳児等通園支援事業者は最低基準を向上させるよう努めることを定めております。第5条では利用乳幼児の人格を尊重して運営するなど、一般的原則を規定しております。第6条では非常災害に備えての対応につきまして、第7条では安全計画の策定等につきまして、第8条では自動車を運行する場合の所在の確認について定めておるところでございます。第9条から第11条までは乳児等通園支援事業者の職員につきまして一般的要件等を規定しておるところでございます。第12条では利用乳幼児を平等に取り扱う原則について、第13条では虐待性の防止について定めております。第14条では衛生管理について、第15条では食事の提供を行う場合に備える設備について定めておるところでございます。第16条では乳児等通園支援事業所の内部規定につきまして、第17条では備える帳簿について定めております。第18条では乳児等通園支援事業所の職員の秘密保持につきまして、第19条では利用者からの苦情等へ

の対応について定めております。第20条では乳児等通園支援事業の区分につきまして、一般型乳幼児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業とすることを定めております。一般型乳児等通園支援事業は、既存の施設とは別に乳児等通園支援事業を行うための専用の施設を設け実施する事業でございます。余裕活用型乳児等通園支援事業では既存の保育所や認定こども園などで児童数が利用定員数に満たない場合の余裕部分を活用いたしまして実施する事業でございます。第21条から第24条までは、一般型乳児等通園支援事業に関する事項につきまして、第25条および第26条では余裕活用型乳児等通園支援事業に関する事項を定めております。第27条では電磁的記録について定めております。なお附則につきましては、施行日を公布の日からとしておるところでございます。

続きまして、議案第73号長与町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例につきましてでございます。本議案は、乳児等通園支援事業が創設されたことを受けまして、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準につきまして、国が定める基準を踏まえ、条例を制定するものでございます。第1条では趣旨について規定しており、本条例は子ども・子育て支援法第54条の3におきまして準用する同法第46条第2項の規定に基づき定めるものでございます。第2条では特定乳児等通園支援事業者に関する一般原則につきまして、第3条では利用定員に関する基準につきまして定めておるところでございます。第4条から第33条までは特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めております。基準の主な内容につきまして、第4条では保護者との面談について定めております。第11条では特定乳児等通園支援事業の提供の記録について、第12条では特定乳児等通園支援事業に関する費用の額の受領について定めております。第17条では緊急時等の対応につきまして、第19条では運営規程について、第24条では虐待等の禁止につきまして、第25条では特定乳児等通園支援事業所の職員の秘密保持について定めております。第28条では苦情解決につきまして、第30条では事故発生の防止および発生時の対応につきまして、第32条では記録の整備等について定めております。なお附則につきましては、施行日を令和8年4月1日としておるところでございます。続きまして、議案第74号長与町立高田学園の設置に伴う関係条例の整理に関する条例につきましてでございます。本議案は、長与町あたらしい学校づくり検討委員会からの答申を受け、令和6年11月22日に策定いたしました長与町立義務教育学校設置方針に基づき、本町で初となる義務教育学校を高田地区に設置することに伴い、関係条例の一体的整理を行うものでございます。主な改正内容といたしましては、特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例につきまして、学校医等の報酬算定対象に義務教育学校を追加をしております。長与町立学校設置条例につきましては、義務教育学校の名称及び位置の新設を行っております。長与町立学校体育施設使用料条例につきまして、旧高田小、高田中の施設区分を、義務教育学校の各校舎、高田学園百合野校舎、高田学園さくら野校舎として再編をしておるところでございます。長

与町立長与南小学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例につきましては、給食供給先の校名を再編後の高田学園さくら野校舎に変更しております。長与町暴力団排除条例につきましては、学校区分に義務教育学校を追加をしておるところでございます。またこれに併せまして、字句や条番号の修正など所要の改正を行っております。なお附則につきましては、第1項は施行日を令和8年4月1日とし、また字句などの整理の部分につきましては公布の日から施行することとし、第2項から第10項では経過措置などにつきまして規定をしておるところでございます。

続きまして、議案第75号長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてでございます。本議案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に準拠し、所要の改正を行うものでございます。改正の内容といたしましては、第12条につきましては児童虐待防止対策の強化に係る児童福祉法の改正により、児童福祉法第33条の10に、第2項および第3項が新設されたことに伴い、引用条文を改めるものでございます。第17条につきましては、家庭的保育事業所等を利用する際の健康診断に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。なお附則につきましては、施行日を公布の日からとしておるところでございます。

続きまして、議案第76号長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてでございます。本議案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、および放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に準拠し、所要の改正を行うものでございます。第1条では長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例につきまして、第2条では長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきまして、児童福祉法第33条の10に、12第2項および第3項が新設されたことに伴い、引用条文を改めるものでございます。なお附則につきましては、施行日を公布の日からとしておるところであります。

続きまして、議案第77号長与町火入れに関する条例の一部を改正する条例につきましてでございます。本議案は、長崎市火災予防条例におきまして、林野火災注意報および林野火災警報に関する規定が新設されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。主な改正内容につきましては、林野火災注意報および林野火災警報が発せられた際は、火入れを中止するよう規定するものでございます。なお附則につきましては、施行日は令和8年1月1日としておるところでございます。

続きまして、議案第78号財産の処分につきましてでございます。本議案は、地方自治法第96条第1項第8号および議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3号の規定に基づき、不動産の売払いに関し議会の議決を求めるものでござ

ざいます。売却する財産につきましては、斉藤郷字池堂1006番の7、1006番の14、1006番の15の3筆、合計実測面積は8,930.7平方メートルでございます。売却の相手方は、西彼杵郡時津町元村郷820番地、長崎機器株式会社、代表取締役埜坂俊郎でございます。売却金額は1億8,699万8,840円で、立地協定書に基づく随意契約によるものでございます。参考資料として仮契約書の写しおよび位置図を添付しておりますので、ご参照をお願いしたいと思っております。以上が議案第72号から第78号の提案理由でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（安藤克彦議員）

日程第13、議案第79号令和7年度長与町一般会計補正予算（第4号）、日程第14、議案第80号令和7年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）の2件を一括議題とします。ただ今一括議題とした議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田慎一君）

それではただ今一括議題となりました議案第79号から第80号につきまして、提案理由を申し上げたいと思っております。初めに、議案第79号令和7年度長与町一般会計補正予算（第4号）につきましてでございます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ7,203万6,000円を追加いたしまして、補正後の総額を170億6,494万6,000円とするものでございます。補正の主な内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正によりご説明を申し上げます。歳入の12款分担金及び負担金は、病児・病後児保育事業負担金および養育医療費保護者負担金を増額。14款国庫支出金は、事業の実績見込み等に伴い、障害児入所給付費等国庫負担金等を増額する他、出産・子育て応援事業費補助金を減額しておるところでございます。15款県支出金でございます。同じく事業の実績見込みに伴いまして、障害者自立支援給付費負担金および国勢調査事務委託金等を増額、ならびに出産・子育て応援事業費補助金を減額する他、学校における授業改善推進事業に対する令和の生きる力育成プロジェクト委託金を新たに計上しておるところでございます。17款寄附金でございます。ふるさと長与応援寄附金を増額する他、保健体育費寄附金、および保健衛生費寄附金、ならびに企業版ふるさと納税寄附金、こういったものを計上しております。18款繰入金は、本補正予算の財源調整といたしまして、財政調整基金への繰戻しを計上。20款諸収入は、実績見込みにより、後期高齢者医療健康診査受託費および養育医療費返還金を増額しておるところでございます。21款町債は、道路維持補修事業充当起債を増額しております。

続きまして3ページからの歳出について主なものをご説明を申し上げたいと思っております。歳出では、各科目の職員の人件費につきまして、主に職員の配置転換に伴う給与等の補正を計上しております。それでは職員の人件費以外の補正につきまして、主なものをご説明申し上げます。2款総務費は、庁舎内の修繕料およびふるさと長与応援寄

附金事業に係る経費等を増額。3款民生費は、事業の実績見込みに伴い、障害児通所給付費の他、後期高齢者健康診査委託料および各施設の電気使用料等を増額しております。4款衛生費は、実績見込みに伴い、母子保健健康診査委託料等を増額、ならびに出産・子育て応援給付金を減額する他、保健衛生費寄附金を活用した絵本セットの購入費等を計上しております。5款労働費は、勤労青少年ホームの電気使用料を増額。6款農林水産業費は、ながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金の他、大村湾の環境保全活動に対する水産多面的機能発揮対策負担金、こういったものを増額しております。8款土木費は、町道長与中央線の舗装に伴う町道等維持補修工事費等を増額。10款教育費は、義務教育学校の開始に伴う校舎整備工事費および机椅子等の備品購入費を計上する他、企業版ふるさと納税を活用した教材備品購入費、ならびに保健体育費寄附金を活用した地域スポーツ活動に係る用具費等を計上しております。5ページをお開きください。第2表債務負担行為補正では、納付書処理業務委託につきまして限度額の変更をお願いいたしております。6ページをお開きください。第3表地方債補正では、道路橋りょう事業につきまして限度額の変更をお願いいたしております。以上が補正予算の主な内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますのでご参照をさせていただきたいと思っております。

続きまして、議案第80号令和7年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてでございます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、保険事業勘定におきまして、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ42万5,000円を追加いたしまして、補正後の総額を35億5,008万円とするものでございます。補正の内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正によりご説明を申し上げます。保険事業勘定の歳入につきまして、7款1項一般会計繰入金は、国の施策である地方公共団体の基幹業務システムの統一標準化に伴う新システムの使用による郵便料の増額分を、一般会計から繰り入れるものでございます。

次に歳出についてご説明申し上げます。3ページをお開きください。1款2項徴収費は、新システムの仕様に伴う納付証明書、郵便料の増額分を計上しております。6款1項償還金及び還付加算金は、令和6年度の地域支援事業費に係る国県および支払基金の交付額の確定に伴う返還金でございます。7款1項予備費は、収支の調整として1,265万2,000円を減額計上するものでございます。以上が補正予算の内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書に添付しておりますので、ご参照をよろしく申し上げます。以上が議案第79号から第80号の提案理由でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（安藤克彦議員）

日程第15、発議第1号長与町議会議員定数条例の一部改正についてを議題とします。ただ今議題とした議案について、提案理由の説明を求めます。

浦川圭一議員。

○8番（浦川圭一議員）

発議第1号長与町議会議員定数条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。提案理由は議員定数の改正を行うため。定数を決定する上で重要なことは、自治体ごとの議会運営で何人の議員が必要なのかを議員自らが思案し、決定されることが重要とっております。そこで、本町の議会運営の実情を見てみますと、提案された議案の審査については、議長を除く8人で構成される総務厚生常任委員会と、7人で構成される産業文教常任委員会にその審査が付託され、それぞれの委員会所属議員が町当局の説明を受け、質疑などを行った後に採決に臨むというのが一般的な議案の審査であります。自らが所属する委員会以外に付託された議案の審査については、質疑を行う機会が奪われないよう、本会議場において3回までの制限付きで質問できるようになっておりますが、責任持って採決に臨めるだけの質疑の機会が保障されたものではないと思っております。そこで議案審査については、最終的に議案に対する責任ある可否の意思表示を行うためのもので、意思決定の過程において悔いが残らないように、議員全員が質疑の機会が得られるような体制づくりが必要だと思っております。本町における現状の常任委員会制について異論を申すつもりはありませんが、現状分割付託を行っている一般会計予算、決算認定に関する議案審査については、違法であるとの行政実例が示されているようです。速やかな是正が必要だと思っております。その対応としては、1つの議案を分割することなく、議員全員で議案審査に臨むべきと思っております。以上のことに関連して申し上げたいのが、全員で議案審査に臨むとした場合に、現状の議員定数16人は多過ぎると思っております。このことは分割付託について違法性が指摘されながらも、やむなく議案を分割し、手分けして審査に臨んでいるという現状は、16人が多過ぎるゆえの対応だと思っております。今回提案している議員定数を13人にすることで、議長を除いて12人での審査になると考えます。現状、議案を分割して8人、もしくは7人で審査している案件を、12人全員で臨むことで審査時間は多くかかると思いますが、現状より多い人数で審査することになり、より深掘りした審議の後に、個々の議員が責任ある採決に臨めるものと思っております。また、議会運営の効率化にも寄与するものと思っております。また、人口減少が進んでいる本町において、議員の総数を減らすことは町財政の経費の削減にもつながり、決して議会活動がおろそかになることはないと思っております。なお、13人という奇数での提案は、可否同数の場合、議長の判断を尊重し、全員参加型の採決を行うという趣旨で、あえて奇数での提案としております。以上の理由により、議員定数を現状の16人より3人減員して13人とすることを提案いたします。以上です。

○議長（安藤克彦議員）

以上で本日の日程は全て終了しました。明日も定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（散会 10時06分）